

第六次東松山市総合計画等策定支援業務仕様書

1 業務名

第六次東松山市総合計画等策定支援業務（以下、「本業務」という。）

2 場所

東松山市松葉町一丁目地内ほか

3 期間

契約日から令和8年3月15日まで

なお、業務開始までの準備等に係る費用等は受注者が負担するものとする。

4 業務の目的

本業務は、令和7年度に計画期間の終期を迎える「第五次東松山市総合計画」におけるまちづくりの成果や東松山市（以下「本市」又は「発注者」という。）の現状、時代の潮流等を反映しつつ、令和8年度を始期とする「第六次東松山市総合計画」（以下「総合計画」という。）の円滑な策定を支援することを目的とする。

5 計画の構成

本計画は、以下を以って構成する。

(1) 基本構想

令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）までの10年間の本市のまちづくりにおける基本的な構想で、まちづくりの基本理念や目指すべきまちの将来像、目標人口、将来都市構造等を示すもの。

(2) 基本計画（前期計画）

基本構想に掲げる目指すべきまちの将来像を実現するため、基本構想の計画期間の前期にあたる令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間の本市行政の経営計画として、分野ごとに体系的かつ総合的に施策の方向性を示すもの。

6 業務の内容

本業務の内容は、次の(1)から(5)までとし、各業務に必要な詳細事項は別表のとおりとする。

(1) 基礎調査に関すること

(2) 会議等の運営支援に関すること

(3) 基本構想・基本計画の策定支援及び人口ビジョンの策定に関すること

- (4) 印刷製本等に関すること
- (5) その他、(1)から(4)までの業務の遂行に必要な業務に関すること

7 計画策定スケジュール

別紙スケジュール案のとおり

8 成果品

- (1) 基礎調査に関する分析レポート・調査報告書 一式
 - (2) (1)のほか、第6の業務に付随して作成・使用した関係資料及び関係図面 一式
 - (3) 別表「(4) 印刷製本等に関すること」に示す計画及びデータ
- ※ (1)・(2)に係る成果品は作成・使用した際に書類又は電子データで提出すること。
また、すべての業務が完了した際には、成果品を一覧で示すこと。

9 成果品の帰属等

本業務で履行した内容は、すべて発注者に帰属するものとする。

受注者は、成果品又は収集した資料を適切かつ適正に管理するとともに、発注者の承諾なく他に公表し、貸与し、又は使用させてはならない。

また、計画を作成するにあたり、第三者が所有するイラスト、写真等を使用する場合は、受注者の責任において著作権に関する処理等を行うこととする。

10 資料の貸与

発注者は、本業務の遂行にあたり必要となる資料で、発注者が所有しているものについては、これを受注者に貸与する。受注者は、貸与された資料について、適切かつ適正に管理し、本業務が完了した際は速やかに発注者へ返却すること。

11 実績報告

受注者は、第6に規定する業務がすべて完了した後に発注者へ業務が完了した旨を報告しなければならない。なお、当該報告に係る様式は受注者所定のものとする。

12 委託料の支払方法

発注者は、第11の実績報告において委託する業務の完了を確認した後に、受注者からの請求を以って一括して委託料を支払うものとする。

13 委託限度額

・・・・・・・・・・円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、契約締結後に消費税法（昭和63年法律第108号）の改正により消費税等

の率に変動が生じ、契約業務に対する契約金額について新税率が適用される場合は、契約を変更することなく、発注者は契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。

1 4 再委託の禁止

受注者は、本業務について、一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。この場合、あらかじめ書面により発注者の承認を得るものとする。

1 5 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 本業務の履行に当たっては、関係法令及び本市の例規等を遵守しなければならない。
- (2) 本業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は業務以外の目的に使用してはならない。業務期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (3) 本業務の履行のために知り得た個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (4) 業務の遂行に当たっては、発注者と綿密に調整を図りつつ進めるものとする。
- (5) 業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 業務の履行に当たり、受注者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 本仕様書に定めのない事項及び業務の遂行に当たって疑義が生じる事項については、発注者及び受注者が協議のうえ決定するものとする。

別 表

<p>(1) 基礎調査に関すること</p>		<p>① 第五次東松山市総合計画の総括 ② 社会情勢や時代の潮流、国や県の計画等の把握、整理 ③ 類似自治体・近隣自治体における課題等の比較分析 ※ 比較分析を行う自治体数は受注者の提案を踏まえて決定する。 ④ 人口動向の調査・分析 ⑤ 産業構造及び都市計画の現状と課題の整理 ⑥ 市の財政状況の検証 ⑦ 市民意識調査等の結果分析 ⑧ 庁内各課へのヒアリング調査と意見等の取りまとめ ⑨ その他、本計画の策定に必要な調査・分析</p>
<p>(2) 会議等の運営支援に関すること</p>		<p>計画策定に係る以下の会議等で使用する資料等について、必要なデータの提供や資料作成支援等を行う。</p> <p>① 総合計画審議会 令和6年度3回程度、令和7年度10回程度 ※ 会議への出席を求める。会議録の作成等は不要とし、審議会委員の意見等を踏まえて計画策定に資するアドバイス等を行うものとする。</p> <p>② 庁内プロジェクトチーム（随時） ※ 出席は求めない。後日発注者から受注者に提供する会議録の内容を踏まえて計画策定に資するアドバイス等を行うものとする。</p> <p>③ その他発注者が実施する会議等 ・地区別市民座談会（令和6年度7回程度） ・分野別関係団体ヒアリング（10団体程度） ※ いずれも出席は求めない。会議の実施方法等について、発注者にアドバイスを行う。また、後日発注者から受注者に提供する会議録等の内容を踏まえて計画策定に資するアドバイス等を行うものとする。</p>

<p>(3)</p>	<p>基本構想・基本計画の策定支援及び人口ビジョンの策定に関すること</p>	<p>(基本構想)</p> <p>基本構想の策定に関し、以下の①～③に掲げる事項について支援を行う。</p> <p>① 構成の検討</p> <p>② まちづくりの基本理念、目指すべきまちの将来像、目標人口、まちづくりの柱（分野）、将来都市構造等の設定に関する検討</p> <p>③ その他、基本構想の策定に関すること</p> <p>(基本計画)</p> <p>基本計画の策定に関し、以下の①～⑤に掲げる事項について支援を行う。</p> <p>① 計画の構成（施策体系、分野ごとの施策構成、SDGs やDX等との関係性、財政見通し等）に関する検討</p> <p>② まち・ひと・しごと創生法の目的や基本理念、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の主旨等を踏まえた記述の検討</p> <p>※ 総合戦略は基本計画に溶け込ませる形を取り、一体的な計画とする。</p> <p>③ 施策に対応する指標の設定検討</p> <p>④ 施策に対応した関連計画との関係性の整理</p> <p>⑤ その他、基本計画の作成に関すること</p> <p>(人口ビジョン)</p> <p>基礎調査の結果を踏まえ、東松山市人口ビジョンを策定する。</p>
------------	--	--

<p>(4) 印刷製本等に関する事</p>		<p>① 印刷製本を行う計画 「第六次東松山市総合計画（前期基本計画）」 規 格 A4版（両面印刷） 綴じ方 綴じ方はページ数に応じて最適の方法を選択すること。（150ページ程度） 印 刷 フルカラー印刷とすること。 部 数 印刷部数は150部とする。 その他 冊子デザインの工夫や図表・イラストの活用など、視覚的な理解のしやすさに配慮すること。 ※ 総合計画のダイジェスト版及び東松山市人口ビジョンはデータ提出のみとする。</p> <p>② データ提出する計画 ア 「第六次東松山市総合計画（前期基本計画）」 イ 「第六次東松山市総合計画（前期基本計画）ダイジェスト版」 ウ 「東松山市人口ビジョン」 規 格 発注者が所有する機器及びソフトウェアで閲覧、編集、出力できるデータ（Microsoft社のWordデータ及びAdobe社のPDFデータ）をCD-Rで提出すること。また、各データは、本市ホームページで公開されることを前提に作成すること。</p>
-----------------------	--	--

別紙 第六次総合計画策定スケジュール概要（案）

項目	令和5年度	令和6年度				令和7年度					
	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3		
プロポーザル	公募開始	プロポーザル契約	-----				-----				検査支払
事前準備			→			<div style="border: 1px solid green; padding: 5px;"> 骨子案：基本理念、将来像のテーマ、計画・施策の構成等の案 計画案：施策ごとの方向性と指標を設定した案 最終案：表紙デザインなども含めて整えた最終案 </div>					
基礎調査			→								
各課ヒアリング、施策の記述等			ヒアリング	→	記述	→					
庁内プロジェクトチーム		→									
計画策定		策定方針	基本理念、将来像（案）の作成 計画構成、施策構成（案）の作成		骨子案	施策の方向性 指標の設定	計画案	最終案	製本・配布		
市民意見の聴取 関係団体の意見聴取			地区別市民座談会	→	分野別ヒアリング		パブリックコメント				
総合計画審議会		諮問	-----			審議等	-----		答申		
議会 ※議会からの要請等応じて対応		-----						適宜説明（必要に応じて意見聴取等あり）	-----	議決	